

北海道マーチングコンテスト実施規定

【総 則】

- 第 1 条 北海道マーチングコンテストは、各地区連盟から推薦された団体が参加して実施する。
- 第 2 条 実施会場・日時、その他実施に必要な事項は、北海道吹奏楽連盟理事総会でこれを定める。
- 第 3 条 推薦母体となる地区連盟は次のとおりとする。
- ① 函館地区 ② 日胆地区 ③ 札幌地区 ④ 空知地区 ⑤ 旭川地区
⑥ 帯広地区 ⑦ 釧路地区 ⑧ 北見地区 ⑨ 名寄地区 ⑩ 留萌地区
⑪ 稚内地区

【実施部門・人員】

- 第 4 条 実施部門は次のとおりとする。
- ①中学校の部 ②高等学校以上の部
- 第 5 条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。また、指揮者は置いてもよい。

【資 格】

- 第 6 条 北海道吹奏楽連盟加盟の中学校、高等学校、大学、職場・一般の同一団体の団員とする。
- 第 7 条 各部門の参加資格は北海道吹奏楽コンクール実施規定第 6 条に準ずる。

【地区大会】

- 第 8 条 地区連盟理事長は、地区代表団体を決定し、北海道マーチングコンテストに推薦することができる。
- 第 9 条 参加費用は参加団体の負担とする。

【北海道代表】

- 第 10 条 入賞した団体の中から全日本マーチングコンテストに全日本吹奏楽連盟が規定する数を推薦する。

【審 査】

- 第 11 条 審査方法は別に定める審査内規による。
- 第 12 条 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。

【編 成】

- 第 13 条 編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器も含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。なお、歌声はスキャット・ハミング・歌詞を認める。

【出演時間】

第 14 条 出演時間は 6 分以内とする。なお、出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第 15 条 出演時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

【演奏曲目】

第 16 条 演奏曲目は自由とする。

第 17 条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

【規定課題】

第 18 条 参加団体は、別に定めた規定課題を演技しなければならない。

第 19 条 規定課題は、全日本の規定課題に準じて実施する。

【服 装】

第 20 条 服装は自由とする。

【出演順番】

第 21 条 出演順番は北海道吹奏楽連盟事務局長会議で決定する。

【賞及び表彰】

第 22 条 賞は北海道マーチングコンテスト審査内規に基づき、金・銀・銅賞を贈る。

【その他】

《共催・後援・協賛》

第 23 条 北海道マーチングコンテストの実施にあたって、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。

《改定》

第 24 条 この規定は理事総会の議決により改定することができる。

第 25 条 この規定は平成 6 年 4 月 29 日から実施する。

平成10年11月 7 日一部改定
平成12年 4 月29日一部改定
平成15年11月 9 日一部改定
平成17年 4 月29日一部改定
平成19年 4 月29日一部改定
平成23年 4 月29日一部改定
平成28年11月 5 日一部改定